

「島おこし奨励賞表彰」実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は「島おこし奨励賞」表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第10条に基づき「島おこし奨励賞」表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(功績の内容等)

- 2 要綱第2条に定める表彰の対象とする功績の内容は概ね次のとおりとし、現に活動しているか、行っていることを条件とする。

ただし、過去において同一功績について知事表彰等を受賞したものは除くこととする。

(1)「創意工夫を生かした活動」とは離島の活性化をもたらしていると評価できる活動をいい、本来の仕事（業務）としてものか、仕事以外での活動であるかを問わない。

(2)「個性あるイベントや特産品の創出等」とは新しいものは勿論、途絶えていた祭りや特産品等の復活も対象とし、それが島の活性化に結びついたらと評価できるものとする。

(3)「島おこしの行政に顕著な功績」とは、行政分野を問わず、自主的な創意工夫を生かした行政施策の推進により、島の活性化の契機となったと評価できるものとする。

(4)「その他特にその活動を奨励するため、表彰すべきと認められる者」とは、上記の表彰対象に匹敵すると評価できる活動内容があり、活動期間は若干短いのが、同等以上の顕著な功績をあげたと認められる者等。

(推薦の依頼)

- 3 要綱第5条に基づき、離島フェア開催実行委員会委員長（以下「委員長」という。）は関係市町村長及び関係団体の長に表彰するにふさわしい者の推薦を依頼するものとする。

(推薦の方法)

- 4 表彰するにふさわしい者を推薦しようとする関係市町村及び関係団体の長（以下「推薦者」という。）は次の項に掲げる書類（以下「推薦書類」という。）を委員長に提出しなければならない。

- (1) 功績調書（様式1及び様式2）
- (2) 履歴書（様式3）

(3) その他参考資料

- ①表彰候補者の活動や功績を報じた新聞及び雑誌等の記事の写し
- ②表彰候補者の活動が分かる映像
- ③表彰候補者の所属する団体等の推薦状

(審議)

- 5 前項により提出された推薦書類及び必要に応じ行う現地確認等に基づき、選考審査会（以下「審査会」という。）において審議する。

(審査会)

- 6 審査会は以下のとおりとする。
- (1) 審査会は、審査委員長及び委員をもって構成する。
 - (2) 審査委員長は、審査委員の互選とする。
 - (3) 審査委員は、見識のある者とする。
 - (4) 審査委員は、委員長が就任を依頼するものとする。

(表彰の決定)

- 7 委員長は、審査会において審議された被表彰候補者の中から被表彰者を決定し、推薦者を通じて本人に通知するものとする。

(被表彰者の人員)

- 8 被表彰者は、個人、団体あわせて概ね5名とする。